

令和6年能登半島地震で被災し、福島県内に避難している方へ

生活福祉資金特例貸付 (住宅補修費・災害援護費)のご案内

令和6年能登半島地震により被災され、福島県内に避難している世帯に対し、住宅の補修・保全等のための経費及び災害を受けたことにより臨時に必要な経費の特例貸付を実施します。

1 貸付対象 ※以下のすべてに該当される場合

- (1) 令和6年能登半島地震により被災し、避難された世帯
- (2) 福島県に今後1か月程度以上居住し、継続的に連絡が取れる世帯
- (3) 低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯 ※所得基準あり

2 貸付条件

資金種類	住宅補修費	災害援護費
貸付限度額	250万円	150万円
使途・目的	申込世帯が所有する住宅の補修・修理費用	・破損故障した家電・家財 道具の購入・修理費用 ・仮設住宅への転居費用等
据置期間	貸付けの日から2年以内	
返済期間	据置期間経過後20年以内	
貸付金の利率	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
連帯保証人	原則として1名必要 ただし、連帯保証人を立てられない場合でも申込可	

3 申込窓口

避難先の市町村社会福祉協議会 ※まずはお電話にてご相談ください。



4 留意事項

- (1) 貸付制度であるため、ご返済が必要です。
- (2) 世帯単位での貸付であることから、他都道府県社会福祉協議会にて既にこの資金の貸付を受けている世帯は貸付対象外です。
- (3) 審査の結果、貸付を行わないことがあります。
- (4) 審査状況等はお答えできません。申込された市町村社会福祉協議会や福島県社会福祉協議会へのお問い合わせはご遠慮ください。